

保護者様

学校名 群馬県立前橋南高等学校

学校で予防すべき感染症にかかった場合の取り扱いについて

次の表に掲げた病気にかかっている場合、他の児童生徒等に感染するおそれがありますので、「学校保健安全法施行規則」では、病気が治るまで本人の出席を停止するように定めています。

したがって、病気が治って登校する場合、下記「治癒証明書」に医師の証明をもらった上で学校に提出して下さい。なお、出席停止期間中は、欠席扱いになりませんのでご承知おき下さい。

学校で予防すべき感染症と出席停止の期間

学校で予防すべき感染症		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA(H5N1)であるものに限る）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日はしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、*その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。

*群馬県では、第3種「その他の感染症」については定めないとしています。

よって手足口病や伝染性紅斑、溶連菌感染症等は出席停止扱いになりません。

キ リ ト リ セ ン

群馬県立前橋南高等学校 学校長 様

治 癒 証 明 書

氏名 _____

学校名 群馬県立前橋南高等学校(年 組)

学校感染症が治癒したので、登校可能と認めます。

学校感染症名 (_____)

出席停止期間 月 日 ~ 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

㊞